

## 国立大学法人福島大学外国人留学生後援会規約

(名称)

第1条 本会は、国立大学法人福島大学外国人留学生後援会（以下「後援会」という。）と称する。

(目的)

第2条 後援会は、国立大学法人福島大学（以下「福島大学」という。）の外国人留学生に対して物心両面から援助することをもって目的とする。

(事業)

第3条 後援会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 生活資金の貸与
- 二 奨学金の支給
- 三 留学生住宅総合補償の保証人補償基金の加入金の補助
- 四 その他目的を達成するために必要な事業

(会員構成)

第4条 後援会は、次の各号に掲げる者で、後援会の趣旨に賛同し、入会した者をもって組織する。

- 一 福島大学の教職員
- 二 福島大学の卒業生及び前号の退職者
- 三 その他この趣旨に賛同する団体及び個人

(役員)

第5条 後援会に次の役員を置く。

- 一 会長 1人
- 二 副会長 1人
- 三 理事 5人
- 四 幹事 6人
- 五 会計監査 2人

2 会長は、福島大学長とし、後援会を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職を代行する。

4 理事及び幹事は、会員の意を徴し役員会の構成員として後援会の運営にたずさわる。

5 会計監査は、後援会の会計を監査する。

6 役員任期は1会計年度とし再任を妨げない。

7 会長以外の役員は、会長が会員のうちから委嘱する。

(役員会)

第6条 役員会は、会長が召集し、その議長となる。

2 役員会は、次の事項について審議する。

- 一 事業計画に関する事
- 二 予算及び決算に関する事
- 三 その他後援会の運営に関する重要な事項

- 3 役員会は、役員の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 4 役員会の議決は、前条第1項第5号の役員を除く出席した役員の3分の2をもって決する。

(会計)

第7条 後援会の運営に必要な経費は、会費及び寄付金をもって充てる。

2 後援会の会計年度は、毎年4月に始まり3月末をもって終了する。

(会費)

第8条 後援会の年会費は、会員1人1口1,000円とし、2口以上を年度初めに納入する。

(事務)

第9条 後援会の事務は、総務課において処理する。

(規約の改正)

第10条 この規約を改正するときは、会員の意を徴して役員会の議を経なければならない。

(補則)

第11条 この規約に定めるもののほか、後援会の運営について必要な事項は役員会の議を経て会長が定める。

附 則

1 この規約は、昭和63年2月23日から施行する。

2 この規約に基づく最初の役員は、設立発起人会で選出する。

附 則

この規約は平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規約は平成11年2月9日から施行する。

附 則

この規約は平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規約は平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規約は平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規約は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規約は平成18年7月11日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規約は平成19年7月12日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規約は平成21年7月16日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規約は平成22年7月9日から施行する。

附 則

この規約は平成24年4月1日から施行する。